

議員提出議案第6号

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年3月16日

提出者	杉並区議会議員	大 泉 やすまさ
	同	島 田 敏 光
	同	矢 口 やすゆき
	同	山 田 耕 平
	同	川原口 宏 之
	同	浅 井 くにお
	同	金 子 けんたろう
	同	新 城 せつこ
	同	奥 山 たえこ
	同	岩 田 いくま
	同	太 田 哲 二
	同	井 口 かづ子

杉並区議会議長 大和田 伸 様

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例

杉並区議会委員会条例（昭和31年杉並区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「の各号」を削り、「委員会の記録」を「委員会記録」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会の議事は、速記法その他委員長が適当と認める方法によつて記録する。

第29条第3項中「第1項の記録」を「委員会記録」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

委員会の議事の記録方法に係る規定を改める必要がある。

杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(委員会記録)</p> <p>第29条 委員長は、書記をして次____ <u>に掲げる事項を記載した委員会記録</u> <u>を作成し、他の委員1人とともに署名</u> <u>しなければならない。</u></p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2 <u>委員会の議事は、速記法その他委員</u> <u>長が適当と認める方法によつて記録す</u> <u>る。</u></p> <p>3 <u>委員会記録</u> は、閲覧に供し、又は その写しを交付することができる。</p> <p>4 略</p>	<p>(委員会記録)</p> <p>第29条 委員長は、書記をして次の各 <u>号に掲げる事項を記載した委員会の記</u> <u>録を作成し、他の委員1人とともに署</u> <u>名しなければならない。</u></p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2 <u>前項の記録は、速記法によつて速記</u> <u>し、作成する。</u></p> <p>____</p> <p>3 <u>第1項の記録</u>は、閲覧に供し、又は その写しを交付することができる。</p> <p>4 略</p>